



大阪広域水道企業団

令和6年度

大阪広域水道企業団水質検査計画



目次

はじめに	1
I 共通編	2
II 水道用水供給事業編	8
III 水道事業編		
III-1 藤井寺水道事業編	43
III-2 泉南水道事業編	56
III-3 四條畷水道事業編	68
III-4 大阪狭山水道事業編	76
III-5 阪南水道事業編	86
III-6 豊能地域水道事業編	96
III-7 忠岡水道事業編	109
III-8 熊取水道事業編	115
III-9 田尻水道事業編	124
III-10 岬水道事業編	130
III-11 太子水道事業編	142
III-12 河南水道事業編	153
III-13 千早赤阪水道事業編	162
IV 参考資料	174

はじめに

- 大阪広域水道企業団は、それまでの水道用水供給事業に加え、市町村との水道事業統合により、平成29年4月から四條畷市、太子町、千早赤阪村、平成31年4月から泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、令和3年4月から藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の区域における水道事業を開始しました。さらに令和6年度からは能勢町の水道事業を継承し、豊能町と能勢町の区域を豊能地域水道事業として一体的に運営します。この水質検査計画は、水道用水供給事業と14市町村の13水道事業を対象とし、令和6年度に行う水質検査の基本方針や実施方法を示すものです。
- 大阪広域水道企業団では、水道水の安全性の確保のため、「水道水源から浄水場、受水市町への受け渡し地点、そして14市町村の給水栓までの一貫した水質管理」を目標に掲げ、この計画に沿って水質検査を実施します。
- この水質検査計画は、共通編、水道用水供給事業編、水道事業編の3部構成としています。各事業で共通の項目を共通編に記載し、事業別に異なる項目を各事業編に記載しています。